

富田山公園再整備

【公園施設設置管理者募集要項】

～木曾川の自然とふれあうプロジェクト～

令和3年1月

愛知県一宮市

まちづくり部公園緑地課

1. 趣旨

本募集要項は、一宮市が管理する富田山公園（以下「富田山公園」という。）の賑わいの増進及び魅力向上を図ることを目的として、周辺の施設と調和した公園施設を設置、管理運営する者（以下「設置管理者」という。）を公募で選定するために必要な事項を定めたものです。

2. 富田山公園の概要

(1) 所在地

愛知県一宮市富田地内ほか

(2) 開園面積

約9.39ha

(3) 年間利用者数

約4万2千人（尾西グリーンプラザのみ・令和元年度実績）

(4) 主要な公園施設

尾西グリーンプラザ(体育館・会議室)、東加賀野井グラウンド、東加賀野井パークゴルフ場、尾西文化広場、祐久グラウンド 等

（尾西プールは休止中）

(5) 開園日、利用時間

1) 基本的に常時開園しており、いつでも利用できます。

2) ただし、公園施設によっては、次のとおりです。

①尾西グリーンプラザ

尾西グリーンプラザの休館日及び使用時間は、次のとおりです。

i) 休館日は、毎月の第2月曜日及び第3月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たるときは、その日の翌日以後に到来する最初の休日でない日)並びに12月29日から翌年の1月3日までの日となっています。

ii) 使用時間は、午前8時30分(運動施設にあつては、午前9時)から午後9時30分(運動施設にあつては、午後9時)までとなっています。

(6) 管理運営

現在の管理は、一宮市まちづくり部公園緑地課、教育文化部スポーツ課及び同部教育指定管理課です。

(7) その他

詳しくは、一宮市のウェブサイトよりご覧ください。

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/shisei/seisaku/1010029/1030865.html>

3. 募集する公園施設

一宮市には、JR 東海道本線と名古屋鉄道名古屋本線・尾西線が通り、駅は19か所あります。また、JR 名古屋駅から尾張一宮駅までは、約10分と利便性が高い都市です。

富田山公園は、一宮市の南西に位置し、日本を代表する河川である木曾川の沿川に位置し、現在、木曾川沿川においてサイクリングロードの整備を進めているところです。また、自然環境に恵まれ、公園から見た木曾川は、木曾三川36景に選ばれた絶景です。このような自然環境は富田山公園の魅力であり、これを将来に引き継ぎ、市民のみなさまを始め、より多くの方々に利用し、そして、楽しんでいただく公園を目指しています。

木曾川が育む自然を活かしつつ、賑わいの増進、魅力の向上を図るため、宿泊施設の設置管理者を募集するものです。

(1) 公園施設の種類

1) 必須提案の公園施設（以下「必須提案施設」という。）

① 都市公園法（昭和31年法律第79号（以下「法」という。））第2条第2項第7号に規定する便益施設に該当する宿泊施設（グランピング施設を含む）

② 上記宿泊施設における同条同項第8号に規定する管理施設に該当する管理事務所

2) 自由提案の公園施設（以下「自由提案施設」という。）

① 法第2条第2項の各号のいずれかに該当する施設

（例：同条同項第7号に規定する便益施設に該当する売店、飲食店、BBQ施設など）

自由提案施設は必須ではありませんが、提案があった場合には、10.(2) 評価基準における評価項目2の評価内容(1)で評価されます。

(2) 設置区域

1) 必須提案施設及び自由提案施設（以下「提案施設」という。）の区域は、尾西グリーンプラザ北側の別添区域図の約0.5haを基本とします。

2) 都市計画法上の区域区分は、市街化調整区域となります。

3) 1級河川木曾川に近接するため、国土交通省との協議が必要となる場合があります。

(3) 開業時期、営業日

1) 提案施設の開業時期は、下記(4)許可の1)の設置、管理の許可の取得日から1年内とします。

2) 必須提案施設の営業日は、提案募集時の企画提案書の記載内容の日数とします。

ただし、営業日は、年間200日を最低とします。営業日の期間は、4/1～3/31とします。なお、開業初年度については、別途一宮市と協議するものとします。

(4) 許可

1) 法第5条及び一宮市都市公園条例（昭和33年3月31日条例第2号）第6条の規定に基づく公園施設の設置、管理の許可が必要になり、その期間は、許可の日から10年間とします。なお、許可の対象は、提案施設等を含む設置管理者が設置、管理する全てのもので、（許可を受けた区域、施設が管理の対象になります）

2) 設置管理者の業務実績等に問題が無く、かつ、富田山公園の整備計画等に支障が無い場合には、一宮市との協議により、上記1)の許可については、10年以内の期間毎で更新を行うことができます。

3) 許可の期間中であっても次に該当するときは、一宮市が許可を取り消すことができるも

のとします。

- ① 年間の必須提案施設の営業日数が提案募集時の企画提案書記載の営業日数を満たさなくなったとき。
- ② 本募集要項の条件を満たさなくなったとき。
- ③ 許可の条件に違反したとき。
- ④ 設置管理者において反社会的な行為があるなど設置管理者として業務を行うことについて、ふさわしくないと一宮市が認めたとき。

なお、その際には、原則、原状回復とし、廃止時期等について一宮市と協議を行うものとしてとします。

(5) 条件

- 1) 必須提案施設である宿泊施設は、10室以上とします。なお、グランピング施設の場合は10棟以上とします。
- 2) 許可を受けた区域の管理等については、次のとおりとします。
 - ① 許可を受けた区域の境界を現地で明示すること。
 - ② 防犯対策、安全対策等を踏まえてフェンス等を設置し、より適切に管理すること。
(既設のフェンス等の利用も可)
 - ③ 許可を受けた区域内外において、盛土、切土が必要な場合や樹木等が設置、管理運営に支障が生じた場合は、一宮市と協議の上実施すること。なお、土地の改変及び樹木の伐採等は、必要最小限とすること。
- 3) 開業後は、毎年の利用状況及び決算状況を一宮市に報告するものとします。
- 4) 発生したトラブルについては、直ちに、対応するとともに、その内容等については、速やかに、一宮市に報告するものとします。
- 5) 開業後、一宮市が管理運営状況等の改善を求めた場合は、これに応じるものとします。
- 6) 他の公園施設又は第三者に損害を与えたときは、賠償しなければならないものとします。
- 7) 事故に対応するため、施設賠償責任保険等に加入しなければならないものとします。
- 8) 騒音の発生を抑制する等近隣住民の生活環境に配慮し、必要に応じて開業前に地元説明会等を行い、近隣住民の理解を得るよう努めるものとします。
- 9) 提案施設を営業する権利は、第三者に譲渡しないものとします。また、必須提案施設の営業については、再委託しないものとします。なお、自由提案施設の営業を再委託する場合は、事前に一宮市の承認を得るものとします。
- 10) 提案施設に起因するゴミの回収は設置管理者が行い、廃棄物の処理（保管、搬出、処分等）は設置管理者の責任において適切に行うものとします。
- 11) 富田山公園におけるイベントの開催、工事、災害及び暴風警報発令等によって、営業等ができない、又は制約等を受ける場合においても、営業補償等を受けることはできないものとします。
- 12) 開業後、一宮市が富田山公園内の他の場所に別の事業者による公園施設の設置等を認めることにより、影響が出る場合があります。この場合においても、営業補償等を受け

ることはできないものとしします。

- 1 3) 富田山公園及びその周辺において、開業等に起因する渋滞等が発生するおそれがある場合及び発生した場合は、設置管理者は、車、人の誘導等を行うものとしします。
- 1 4) グランピング施設においては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の建築物に該当するかどうか、事前に一宮市まちづくり部建築指導課と協議しなければならないものとしします。
- 1 5) 問い合わせについては、電話による円滑な対応ができるようにするものとしします。
- 1 6) 管理運営等に要する看板等については、次のとおりとしします。
 - ① 施設利用者が円滑に来場できるよう出入口及び幹線道路に表示すること。特に、県道一宮津島線から富田山公園に入ってきた来園者（主に、車の利用者）が、容易に提案施設に行くことができるよう努めること。
 - ② 上記①及びそれ以外の設置管理者の看板についても、一宮市屋外広告物条例（令和 3 年 4 月 1 日施行予定）を遵守すること。
- 1 7) 新型コロナウイルス感染症について、施設利用者や従業員の感染防止対策や、新しい生活様式に沿った利用方法の周知など十分検討し、実施するものとしします。
- 1 8) 従業員等の駐車場が必要な場合は、一宮市と協議するものとしします。
- 1 9) 富田山公園の景観に配慮するものとしします。
- 2 0) 愛知県の人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成 6 年 10 月 14 日条例第 37 号）を遵守するものとしします。
- 2 1) その他、関係法令を遵守し、設置、管理及び営業を行うものとしします。

4. 提案施設、その他許可区域内に設置する施設の廃止

設置管理者が、提案施設、その他許可区域内に設置した施設を廃止する場合は、原則、原状回復とし、廃止時期等については、一宮市と協議するものとしします。

5. 費用負担

- (1) 設置管理者は、次の費用を負担するものとしします。
 - 1) 設置、管理許可区域内については、一宮市都市公園条例に定める使用料（許可の期間中であっても、税や物価の変動等に伴って使用料を改定することがあります。）
 - 2) 提案施設、その他許可区域内に設置する施設の設置及び管理運営等に係る全ての費用
 - 3) 廃止による原状回復に係る全ての費用
 - 4) その他、応募、関係法令等の手続き、一宮市への報告・協議等に係る全ての費用

6. 応募資格

- (1) 次に掲げる 1) から 7) までのすべての要件を満たす法人又は複数の法人が共同する団体（以下「企業体」という。）に応募資格があります。個人での応募は受付いたしません。

なお、応募者が企業体の場合には、1) については構成員のいずれかが、2) ～ 7) につ

いては構成員の全てが要件を満たす必要があります。

- 1) 必須提案施設については、現在同種の形態で営業していること。
- 2) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- 3) 「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成24年12月18日付け一宮市長・愛知県一宮警察署）に基づく排除措置を受けていないこと。
- 4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- 5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 6) 次に掲げる一宮市税、愛知県税及び国税が未納でないこと。（ただし、一宮市税・愛知県税については、一宮市、愛知県に納税義務がある者に限る。）
 - ① 一宮市税
法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税
 - ② 愛知県税
法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）、自動車税
 - ③ 国税
法人税、消費税及び地方消費税
- 7) 応募申請書の提出の日から設置管理者の候補として選定通知をした日までに一宮市から指名停止の措置を受けていないこと。

7. 応募登録の受付等

応募者は、必ず登録受付期間内に受付場所にて、応募登録の手続きを行うものとします。受付を行わなかった場合は、応募申請書を提出することはできません。

(1) 登録受付期間

令和3年1月7日（木）から令和3年1月20日（水）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 受付場所

一宮市まちづくり部公園緑地課（担当：整備グループ）

(3) 受付

応募者は、応募登録申込書（様式1）に必要事項を記入するものとします。

8. 説明会

- (1) 次のとおり説明会を開催します。この説明会への参加を希望する場合は、応募登録が必要です。なお、説明会の出席の申し込み期限は、令和3年1月15日（金）までです。

1) 開催日時

令和3年1月19日(火)

午後2時～午後4時(予定)

2) 集合場所

尾西グリーンプラザ **第1会議室**

住所：〒494-0018 愛知県一宮市富田字砂原2120-2

3) 進め方

① 午後2時から上記会議室で本募集要項等の説明を行います。その後、設置場所で現地の説明を行います。

② 説明後、引き続き質問等の受け付けを行います。

4) 留意事項

① 警報発令時を除き雨天決行とします。

② 本募集要項を持参してください。

③ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、出席者は必要最小限(2名程度まで)でお願いします。

9. 質問及び回答

(1) 本募集要項に対する質問がある場合は、令和3年1月19日(火)から令和3年1月29日(金)までに質問票(様式2)を電子メールにより、一宮市まちづくり部公園緑地課に提出してください。なお、質問票に対する回答については、令和3年2月5日(金)頃を予定しており、質問者に回答するとともに、一宮市ウェブサイトに掲載します。

電子メールアドレス：kouen@city.ichinomiya.lg.jp

10. 設置管理者の最終候補者等の選定

(1) 選定方法

1) 書類確認

① 書類受領後は、一宮市において、応募資格、企画提案書の内容が本募集要項に従って記載されていること等の書類確認を行います。

② 書類確認においては、必要に応じてヒアリングの実施、追加資料の請求等を行うことがあります。

③ 書類確認の結果、応募資格がないと認められた者は、選定審査の対象にはなりません。また、応募資格がないと認められた者に対しては、その旨令和3年2月下旬頃に文書で通知します。

2) 審査

① 応募資格を有すると認められた者は、「富田山公園設置管理者選定委員会」(以下「委員会」という。)において、企画提案書の記載内容に関するプレゼンテーション(パワーポイント使用可)を行うものとします。なお、プレゼンテーションの日程は、別途連

絡します。

- ② プレゼンテーションは、提出書類の内容に基づき行うものとし、提出資料にない内容の提案は行わないものとします。
- ③ 委員会において、設置管理者の優先候補者及びその次点候補者（以下「候補者等」という。）を選定するための審査を行います。審査の対象は、企画提案書の記載内容、プレゼンテーション、質疑応答の内容とします。
- ④ 委員会は、下記（２）評価基準に基づき審査し、点数を付けるものとします。
- ⑤ 委員会の委員は、市職員５名とします。

3) 選定

各委員（満点は 100 点）は応募者毎に点数を付け、各委員の合計点の最も高かった者を設置管理者の優先候補者として、二番目に高かった者を次点候補者として選定します。ただし、委員 5 名の合計点（500 満点）が 250 点に満たなかった場合又は委員の内 3 名以上が 50 点に満たなかった場合は、候補者等の選定は行わないものとします。

(2) 評価基準

評価項目、評価内容及び配点は次のとおりとします。

評価項目		評価内容	
1	富田山公園に調和した 宿泊施設の魅力度 【必須提案】 (配点：30点)	(1)	木曽川沿川に位置する富田山公園の立地条件を活かした宿泊施設のデザイン及び配置
		(2)	宿泊施設の内装及び家具等の充実
		(3)	宿泊施設について、適正な価格設定の提案
2	利用者サービス等の取組 (配点：20点)	(1)	自由提案施設による富田山公園の魅力向上及び機能増進のための提案
		(2)	景観、自然環境に配慮した提案
3	管理運営体制計画など (配点：50点)	(1)	年間の営業日数
		(2)	安定的かつ継続的な経営の提案
		(3)	設置管理区域内の防犯対策・安全対策の提案
		(4)	新型コロナウイルス感染症対策の提案
		(5)	来園者に対する幹線道路からの出入りや場内案内等の配慮の提案
		(6)	社会貢献の提案

(3) 選定結果の通知及び公表

審査の結果は、審査対象者全員に対し、一宮市から文書（様式 5）で通知するものとし、

電話等による問い合わせには応じないものとします。また、一宮市のウェブサイトにおいて、候補者等を公表します。

(4) 応募資格がないと認められた理由又は非選定理由の説明

- 1) 書類確認で応募資格がないと認められた者又は候補者等として選定されなかった者は、一宮市に対して応募資格がないと認められた理由又は非選定の理由について、次に従い、書面（様式任意）により説明を求めることができます。

① 提出期限

応募資格がないと認められた旨の通知をした日又は候補者等として選定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）後の午後5時までとします。

② 提出場所

一宮市まちづくり部公園緑地課（担当：整備グループ）

③ 提出方法

持参により提出するものとし、郵送、ファクシミリ、電子メール等によるものは受け付けしないものとします。

- 2) 一宮市は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求められた者に対して、書面により回答するものとします。

1 1. 選定後の手続き

- (1) 優先候補者は、法及び一宮市都市公園条例に基づく設置、管理許可の申請を行うために、速やかに、一宮市と協議を行うものとします。この協議の中で、企画提案書の内容（営業日、営業時間、利用料金等）について、一部変更をしていただく場合があります。なお、優先候補者は、一宮市との協議が整った後、速やかに、上記許可の申請を行うものとします。
- (2) 一宮市との協議の結果、優先候補者が上記(1)の申請をしない場合には、次点候補者が、優先候補者としての地位を取得するものとします。
- (3) 旅館業営業許可のほか関係法令に基づく手続きは、優先候補者が、各許認可権者と協議して手続きを行うものとします。

1 2. 応募手続き

(1) 提出書類

本募集要項を熟読の上、以下の書類を提出するものとします。

- 1) 応募申請書(様式3)及び誓約書(様式4)

- 2) 必須提案施設の営業実績（様式任意）

提案内容と同様の形態で営業していることがわかるもの。

- 3) 企画提案書(様式任意)

応募者を特定できるような表示（法人名、ロゴマーク等）をしないこと。

- 4) 応募者の業務(会社)概要(様式任意)

5) 添付書類

- ① 当該法人の履歴事項全部証明書
- ② 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの（最新のもの）
- ③ 税務申告書（過去3年間分）の写し
決算書、勘定科目内訳明細書、会社概況等の添付書類の写しも含む
- ④ 国税、愛知県税及び一宮市税の納税証明書
- ⑤ 未納額がないことの証明書又は納税義務がないことの申出書（様式6）
- ⑥ 提案施設等の設置、管理運営に必要な関係法令に基づく許可書等
例：宿泊施設については、現在営業している旅館業営業許可の写し
飲食店については、食品衛生責任者となることができる資格を有する者(現場責任者)を配置できることを証明する資格証の写し等
- ⑦ 企業体の場合は、その協定書の写し（様式任意）
- ⑧ 企業体に係る申請書及び委任状（様式7）（企業体の場合）
- ⑨ 借入を予定している場合には、金融機関の関心表明書を添付することが望ましい。

(2) 提出部数等

- 1) 上記(1)の提出書類をA4版 フラットファイル等に左綴じ、正本1部、副本5部を提出するものとします。
- 2) (1) 提出書類のうち、3)については、PDFデータを提出するものとします。

(3) 提出先及び提出方法

1) 提出先

一宮市まちづくり部公園緑地課（担当：整備グループ）
住所：〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
電話番号：0586-28-8635（ダイヤルイン）

2) 提出方法

郵送又は持参により提出するものとします。
郵送の場合は、書留もしくは配達記録によるものとします。
持参の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）とします。

(4) 提出書類に係る著作権

1) 設置管理者の優先候補者の選定までの著作権

提出書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は、応募者に帰属します。ただし、一宮市は、設置管理者の優先候補者の選定に必要な場合に、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

2) 設置管理者の優先候補者の選定後の著作権

設置管理者の優先候補者の提出書類に著作権がある場合の著作権は一宮市に帰属し、優先候補者に選定されなかった提出書類の著作権は応募者に帰属します。

(5) その他留意事項

- 1) 応募受付後における提出書類の差し替え及び再提出は認めないものとします。
- 2) 応募及び審査に際して応募者に係る経費は、全て応募者の負担とします。
- 3) 設置場所等に立ち入る場合は、事前に一宮市と協議するものとします。
- 4) 提出された書類の返却はしないものとします。
- 5) 提出書類に使用する言語は、日本語とするものとします。
- 6) 提出された書類は、一宮市情報公開条例（平成 12 年 6 月 27 日条例第 33 号）等の対象となります。

1 3. 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募者が、次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は優先候補者としての選定を取り消す場合があります。
 - 1) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - 2) 選定の手続きに関して、不正な行為をしたと一宮市が認めた場合
 - 3) 応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - 4) 業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
 - 5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置管理者として業務を行うことについて、ふさわしくないと一宮市が認めた場合

1 4. 今後のスケジュール

日 程 (予 定)	項 目
令和 3 年 1 月 6 日 (水)	募集の公表 (一宮市ウェブサイト)
令和 3 年 1 月 7 日 (木) ~ 令和 3 年 1 月 20 日 (水)	応募登録の受付
令和 3 年 1 月 19 日 (火)	現場説明会 (応募登録を行ったもののみ) 説明会申し込み期限: 令和 3 年 1 月 15 日 (金)
令和 3 年 1 月 19 日 (火) ~ 令和 3 年 1 月 29 日 (金)	質問の受付 (応募登録を行ったもののみ) 回答: 令和 3 年 2 月 5 日 (金) 頃予定
令和 3 年 2 月 10 日 (水) ~ 令和 3 年 2 月 22 日 (月)	企画提案書等の提出
令和 3 年 2 月下旬頃	プレゼンテーション通知
令和 3 年 3 月中旬頃	選定委員会 (プレゼンテーション)
令和 3 年 3 月下旬頃	審査結果の通知および公表